

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 9 月 29 日（火）第 758 号の 6



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 1
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 1
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定の一部改正（※）（会計課取扱い） 2
- 地方税共同機構に行わせる特定収納事務（会計課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第551号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱
次に掲げる告示の規定中「県税の」を削る。

- (1) 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）第 6 条第 3 項
- (2) 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）第 5 条第 3 項
- (3) 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）第 6 条第 3 項

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。

鹿児島県告示第552号

鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部を改正する
要綱

鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成12年鹿児島県告示第481号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、郵便貯金銀行は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 の 7 第 2 項に規定する特定歳入等（次条第 3 項において「特定歳入等」という。）を収納することができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、特定歳入等の収納については、地方税関係手続用電子情報処

理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法による収納とする。

第8条第4項中「県税の」を削る。

附 則

この要綱は、令和8年9月29日から施行する。

鹿児島県告示第553号

平成19年9月28日鹿児島県告示第1470号（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定）の一部を次のように改正し、令和8年9月29日から施行する。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

3の次に次のように加える。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項に規定する特定歳入等

(1) 収納代理金融機関の名称及び取扱店舗

名 称	株式会社ゆうちょ銀行
取扱店舗	国内に所在する本店、支店、出張所及び貯金事務センター

(2) 取扱事務の範囲

地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法による収納事務

鹿児島県告示第554号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、特定歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を次のとおり地方税共同機構に行わせる。

令和8年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月29日

2 特定収納事務に係る特定歳入等

地方自治法第243条の2の7第2項に基づく政令に定める方法により納付されるもの